

## 江川流域づくり支援会議（第二期）傍聴要領

- 1 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとします。
  - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とします。
  - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとします。
  - (3) 一般傍聴人の定員（10名程度）は、会場の状況により座長が判断するものとする。
  
- 2 傍聴する場合の手続き
  - (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の20分前から行います。傍聴希望者は会場受付で住所及び氏名を記入して下さい。
  - (2) 傍聴希望者が定員（10名程度）を超える場合には、先着順により傍聴人を決定します。定員になり次第、受付を終了します。
  - (3) 傍聴を認める方には傍聴証を渡しますので、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。
  
- 3 傍聴にあたって守るべき事項  
傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
  - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
  - (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
  - (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
  - (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
  - (6) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
  
- 4 会議の秩序の維持
  - (1) 上記3の他、傍聴人は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
  - (2) 座長は、傍聴人が上記3のことに違反した場合は、これを退場させることができます。
  
- 5 会議の非公開の決定
  - (1) 希少野生動植物種について協議する場合は非公開となります。非公開となった場合は傍聴ができなくなります。